

平成二十一年七月十日提出
質問第六六九号

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第五二三号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第四六四号）を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」で、平成二十一年度における便宜供与の格付けについて、A A、B B、C C、C C I G、G、C C I H H、D D、T T I X X及びT Tの分類があること並びに、それぞれの分類に該当する者の官職等が明らかにされている。「前々回答弁書」では、平成十六年度から十九年度における、右分類でいうC C以上に該当する国会議員への便宜供与の件数について、千五百十六件、千三百五十七件、千九百六十二件、千二百五十八件であるとされているが、右の国会議員への便宜供与の具体的内容はどの様なものであったのか説明されたい。

二 「前々回答弁書」では、「平成二十年度における便宜供与については、在外公館からの報告が完了しておらず、お示しすることは困難である。」とされているが、平成二十年度における、国会議員への便宜供与の件数に関する各在外公館からの報告は完了しているか。しているのなら、その件数及び内容を明らかにされたい。

三 一と二の便宜供与につき、各在外公館において、いわゆる派遣員が担当したものと、派遣員ではない、外務省の正規の職員である現地の大使館員が担当したものは、それぞれ何件ずつあったか、その件数及び内容を明らかにされたい。

四 一と二の便宜供与は、我が国の国益上、どのような意義を有しているか。外務省の見解如何。
右質問する。